

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成26年度第2回会議
開催日時	平成26年12月17日（水曜日） 午後4時から5時15分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：石井委員 小藤田委員 野上委員 山田委員 米田委員 事務局：池田企画部長 飯島企画部参与 小関企画政策課長、南企画部主幹 近藤企画政策課主査 高橋企画政策課主査、坂庭企画政策課主任、五十嵐産業振興課長 矢澤生活文化スポーツ部主幹
議題	1 西東京市市民農園の受益者負担について（報告） 2 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市市民農園の受益者負担について 資料2 西東京市市民農園等配置状況 資料3 都内26市の市民農園利用者負担金等一覧 資料4 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 資料5 西東京市市民農園運営要綱 資料6 使用料・手数料等に関する基本方針の見直しについて
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
<u>議題1 西東京市市民農園の受益者負担について（報告）</u> ○事務局： 資料1から5に沿って説明 ○委員： 事務局の説明について、質疑等はあるか。 ○委員： 市民農園の利用期間は2年を想定しているのか。 ○事務局： 市民農園の利用承認期間は23か月としている、1か月間は新たな利用者が利用を開始するまでの整備期間としている。 ○委員： 利用実態としては継続利用している方が多いのか。 ○事務局： 継続利用を希望する方も、再度、抽選となるため、新たな区画での利用となる。	

- 委員：
作物がある場合には撤去となるのか。
- 事務局：
作物については、利用承認期限の2月末までに撤去していただくこととなっている。
- 委員：
撤去を前提に、23か月間の中で作れるものを栽培しているということでよいか。
- 事務局：
そのとおりである。
- 委員：
区画数を大幅に上回る申し込みがあるとのことであるが、競争倍率はどのくらいか。
- 事務局：
各農園により差はあるが、2倍から3倍となっている。
なお、利用期間中、転居等により返還の申出があった場合には、予め決定している補欠者に利用を承認している。
- 委員：
資料2にある農家開設型市民農園の使用料はどの程度か。
- 事務局：
現在、市内では1箇所であるが、20平方メートルと30平方メートルの区画があり、年間の使用料は12,000円、18,000円となっている。
- 委員：
維持管理に係る経費とは、どのようなものか。
- 事務局：
水道料、巡回管理を行うための管理委託料、設備修繕、農機具の補充等である。
- 委員：
23か月の利用で、1か月は原状復帰のための整備期間という説明があったが、この整備費用の負担はどこが行っているのか。
- 事務局：
原状復帰に要する費用についても管理委託料で対応している。
- 委員：
資料1の別紙の西東京市農業振興計画推進委員会の報告で、「引き続き負担金のあり方に対する検証を行い、本市における適正な負担金額を検討していくべきである。」とあるが、どういう意味合いなのか。
- 事務局：
委員会では現行制度の枠組みの中で検討を行った。今回の負担金改定後においても、現状の維持管理費用に見合った額に近づけるため、引き続き検証を行うという主旨である。
- 委員：

今後の改定も見据えた表現ということか。

○事務局：
そのとおりである。

○委員：
今後の改定に向けて、事務局と西東京市農業振興計画推進委員会との関係はどのようになっているのか。

○事務局：
今回の負担金見直しについては平成26年3月に策定された第2次西東京市農業振興計画において位置付けられており、今後とも西東京市農業振興計画推進委員会において計画的に見直しを進めていく。

○委員：
資料1の別紙、西東京市農業振興計画推進委員会の報告に記載されている、市民農園の新たな付加価値の創造について、項目に加えた経緯は。

○事務局：
こちらも、第2次西東京市農業振興計画において位置付けられ、従来型の場所貸しだけでなく新たな付加価値の創造が必要であろうということで、検討を行ったものである。

○委員：
負担金とは別の観点で検討したものか。

○事務局：
観点としては別であるが、利用者負担金にも影響を与えるものであることから、コストを抑えた実施内容を検討した。

○事務局：
第2次西東京市農業振興計画の策定に当たって実施した、利用者アンケートにおいて、技術的なアドバイスや、農業者との接点を望む声もあり、計画の中に盛り込んだ経緯がある。

○委員：
市内には農業体験農園もあるとのことであったが、市として農家の方とタイアップして、付加価値を加えた形で市民農園の負担金を改定していく考えはあるか。

○事務局：
農業体験農園については、各農業者の経営努力により成り立っている部分があり、市としては、現在のスタイルに若干の付加価値をプラスすることが、市民農園のあり方として正しいと考えている。

○委員：
負担金の見直し時期について、平成27年度には2園で実施し、3園はそのままとあるが、他市と比較しても安価な負担金であるので、一斉に改定することはできないのか。

○事務局：
5園のうち3園は、すでに23か月の利用承認を行っており、負担金の追加徴収は困難である。次回、新たな条件を明示したうえで募集を行うのが適当であると考えている。

○委員：

募集時期が一斉ではないということか。

○事務局：

募集は2園と3園で分けて、隔年で行っている。

○委員：

新たな付加価値の創造に関して、コンクールやマニュアルといった控えめな付加価値の創造以外にも、農園の運用についてノウハウを持った市民や、NPOの方々と協力・協働して付加価値を高め、それに見合った費用を負担していただく方法もある。

○事務局：

市の施策としては、農業者と市民の交流の場としても市民農園の活用を図りたいところであるが、利用者のニーズとしてコミュニケーションを望まない方もいるという現状がある。

○委員：

単に貸す、借りるという関係だけでなく、様々な制度、工夫、アイデアを取り入れたらどうか、ということで意見させていただいた。

○事務局：

市の施策としては、市民農園ほか、農のアカデミーという体験実習農園等があり、市民を公募して野菜作りの体験や景観散策会を行っている。今後も、農業者と市民の交流の場は設けていきたいと考えている。

○委員：

実施したアンケートは、市民農園利用者を対象としたものか。

○事務局：

アンケートは市民農園利用者に特化したアンケートのほか、一般的な市民農園の利用についての内容で農業者と無作為抽出の一般市民を対象に実施した。

○委員：

具体的にはどのような結果であったのか。

○事務局：

一般市民へのアンケートでは、市民農園、農業体験農園の利用の意向に関しては利用希望を望む声がほぼ同数であったが、利用したいとは思わないという回答が一番多かった。

農業者の視点では、市民農園整備への理解を示す回答が多かった。

○委員：

市民農園は市内に5箇所ということで面積も大きなものであるが、この土地の活用方法について、農地以外の活用は可能なのか。

○事務局：

市民農園は農地であるため、他の用途には使用できない土地である。

転用する場合には、農業委員会への届出や申請を行い、手続きを踏まなければ、他の用途での使用や、貸すこともできない土地である。

市民農園は、特定農地貸付けの承認手続きを経て利用しているものである。

○委員：

市民農園の付加価値の創造について、農業体験農園までいかなくとも、その中間程度の位置付

けはあっても良いと考える。負担金の見直しを今後継続して行うに当たっては、付加価値を加えることによって利用者の理解が得やすくなる部分もある。

○事務局：

農業体験農園は、農業経営の一つの手法として、年間4万円から4万5千円の利用料金で実施しており、農業者からの指導や種苗の提供等が含まれている。

一方、市民農園は場所を提供するものであり、委員よりご意見いただいた、知識を持った市民の方やNPO等の活用については、例として農業体験農園を複数年経験された方が市民農園に利用者として入ることでも大きく変わるのではないかと、といった意見もいただいている。

こうした役割を担っていただける方が潜在的にいると思われるので、農業振興計画推進委員会の中で、検討していくことは可能と考える。

○事務局：

市民農園の利用者アンケートにおいては、現在より負担金を多く支払ってでも農業者からの栽培指導を受けたいという項目も設けたが、希望するとの回答が10パーセントに満たない状況であり、ニーズとしては低いものと考えている。

○委員：

資料5の西東京市市民農園運営要綱について、第9の利用料の項目で、農園の利用料は無料とするとしながらも、実費負担を求めていることについてはどう考えているか。

○事務局：

後段のただし書きで実費相当の負担を求めており、わかりにくさについては認識している。要綱の見直しについて、今後の検討課題としたい。

○委員：

要綱の改正は農業振興計画推進委員会の中で可能なものか。

○事務局：

重要な事項については農業振興計画推進委員会の中でご審議いただく必要があると考える。

○委員：

今回の見直しは激変緩和の考え方から、現行の50パーセント増にとどまるが、今後、適正な負担金額である70パーセント～100パーセントに近づけるため、引き続き見直していくということによろしいか。

○事務局：

一定期間内に見直していく必要があると考えている。

○委員：

都内26市の負担金の状況を見ても、西東京市の負担金の低さは一目瞭然で、値上げについても市民の理解も得られると思うが、逆に負担金の高い自治体の実態や利用率等の把握はできているか。

○事務局：

他市の状況について正確な把握はできていないが、利用率は、各市ともほぼ100パーセントと伺っている。詳細については、今後、調査していく。

○委員：

今回、報告されている見直し後の負担金額2,250円についても他市と比較すると低水準である

ため、今回の見直しで適正な水準まで引き上げることができないのか。

○事務局：

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針において激変緩和に関する考え方が示されており、改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行額の概ね1.5倍ということになっている。

○事務局：

今回の見直しがこのケースに当てはまるかどうかというご意見もあると思うが、今後、この基本方針の見直しも予定しているところである。担当課としては激変緩和の考えに沿って、今回の見直しを行ったものである。

○委員：

感覚的な部分であるが、今年度利用者は1,500円、来年度から利用する方は4,000円ということになると、利用者間の不公平感が生じる。また、抽選で2倍から3倍の競争率であること等も、激変緩和の背景にはあるのか。現在の負担水準を見ると、段階を踏んでも、適正な水準に近づける必要があると考える。

○委員：

市民農園はどのような経緯で開設されたのか。土地は市が所有しているものか。

○事務局：

市民農園の土地は、すべて農業者が所有し、市が借りているものである。使用貸借契約を結び、農業委員会へ特定農地貸付の利用承認手続きを行い、市民農園の開設を行っている。

○委員：

市民農園利用者が負担する実費相当額には、農業者へ支払う借上料も含まれているのか。

○事務局：

土地については無料で提供いただいているため、利用者負担金に借上料は含まれていない。
また、提供いただいた土地については、固定資産税の減免措置を取っている。

○委員：

様々なご意見いただいたが、本件は西東京市農業振興計画推進委員会からの報告となっている。負担金の見直しについては報告どおりとし、本審議会からは、付加価値の創造と、要綱の見直しについて、引き続き検討をお願いします。

議題2 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて

○事務局：

資料6について説明。

○委員：

具体的な検討は来年度の取組となるが、事務局の説明について、質疑等はあるか。

○委員：

項目2の受益者負担の割合のところ、市場的・非市場的、選択的・基礎的というサービスの分類があるが、それぞれの定義について確認したい。また、例示されている施設で、地域活動施設、住宅関連施設の記載があるが、こういった施設か。

○事務局：

基本方針の7ページに示すとおり、選択的・基礎的の分類はサービスが基礎的なものか、選択的なものか、公共性の強さで分類している。また、市場的・非市場的の分類はサービスに市場代替性があるか否かにより分類し、2つの基準の組合せで区分している。

住宅関連施設は、本市では市営住宅が該当する。地域活動施設については、用途を特定せずに地域開放を行っている市民集会所、文化施設やスポーツ施設内の貸し部屋機能等がこの分類に該当する。

○委員：

公園管理等の現場で、ドッグランやバーベキュー施設等の施設利用者から「有料化すべき」との意見をいただくことがある。これらの意見の背景には管理運営に対する不満等があることが多い。受益者負担等の見直しに当たっては、財政状況の面からだけでなく、施設のあり方や利用者サービスの向上、施設運営上の課題解決等と併せて考えていく必要があると考える。

○委員：

現在の基本方針は平成20年2月に作成されたものであり、時間も経っているので、各委員の方には、様々な視点で、幅広い意見を伺いたい。

○委員：

無料施設の受益者負担導入については市民の関心も高いと感じている。高齢者にとっては無料だからこそ、気軽に出掛けて利用できるという効果もある。

○委員：

減免等の取扱いについても見直しの必要があると考える。民間の発想を取り入れることも含め、様々な意見をいただいて検討していく。

○委員：

行政サービスのあり方や、市民サービスに対する考え方を方針として示していく必要があると考える。見直しの視点だけでなく、論点を整理しておく必要があると考える。

○事務局：

次回以降、まとめていく。方針の策定当初も行政の守備範囲といった、原則論から検討を行った経緯がある。十分な議論を行って、より良い方針としたい。

○委員：

改定時期については来年度中を目途で良いか。

○事務局：

来年度中を目途に進めていきたい。

議題3 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

今回の議題としては、「事務手数料の定期的な見直し」と「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の改定」を予定している。日程については5月頃の予定とし、別途調整させていただく。

○委員：

他に議題がなければ、これで平成26年度第2回審議会を終了する。